

愛媛労働局発表  
令和2年10月30日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課  
監督課長 松本 城二  
監察監督官 三浦 弘之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

報道関係者 各位

## 「ベストプラクティス企業への職場訪問」を実施します ～愛媛労働局長がPHC株式会社松山地区を訪問します～

愛媛労働局長(縄田英樹)は、「過重労働解消キャンペーン」期間中の11月11日、長時間労働の削減をはじめとする働き方改革を積極的に推進している「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組状況等について意見交換を行います。

訪問当日は、訪問の様子を公開させていただくとともに、訪問後は、その様子や取組事例等について、当局のホームページに掲載するなどの広報を予定しています。

「ベストプラクティス企業」の取組事例を広く紹介させていただくことにより、愛媛県内における働き方改革の推進及び過重労働解消に向けた気運の醸成を図りたいと考えています。

### 【職場訪問の日程・会社概要等】

訪問日時	令和2年11月11日(水曜日)	午後1時30分から約1時間
訪問企業	PHC株式会社松山地区	
所在地	愛媛県東温市南方2131番地1	
代表取締役社長	森本恭史	
資本金	79億733万円	
労働者数	913名(松山地区、令和2年7月末時点)	
事業内容	医療用機器等の製造	
取組内容	働き方改革に対する取組み例	
	(1) 時間外労働抑制の取組み	
	勤怠管理システムに時間外労働時間に応じたアラートの設定	
	(2) 年次有給休暇取得促進の取組み	
	・年次有給休暇の積立て制度(最大50日)	
	・「年休ダービー」の実施	
	(3) その他	
	・コアタイムなしのフレックスタイム制の導入	
	・勤務間インターバルが9時間未満に対するアラートの設定	

※ 当日取材いただく際は、前日までに右上の【照会先】へご連絡ください。

# 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

## 1 概要

過重労働解消キャンペーンの一環として、愛媛労働局長（縄田英樹）が長時間労働の削減をはじめとする働き方改革を積極的に推進している企業を訪問して、具体的な取組内容を、当局のホームページや報道機関を通じて広く紹介することにより、働き方改革の推進及び過重労働解消に向けて気運の醸成を図る。

## 2 具体的手法

### ① 訪問日時

令和2年11月11日（水） 午後1時30分～約1時間

### ② 対象企業

PHC株式会社 松山地区  
所在地 愛媛県東温市南方2131番地1  
電話 089-966-2111

### ③ 実施方法

労働局長が対象企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる様子を実地で視察（※）し、報道機関を通じて広く紹介する。

※ 具体的には、①企業トップ等から、その取組内容についての説明を受ける。②具体的な取組状況について、事務室等を視察する。③取組状況について、労働者と意見交換する。

### ④ 広 報

事前にプレスリリースを行い、報道機関に広く取材を呼び掛け、訪問の様子を公開する。



## PHC株式会社 松山地区

所在地 愛媛県東温市南方2131番地1  
創 業 1969(昭和44)年11月21日  
松下寿電子工業株式会社として設立  
資本金 79億733万円  
代表者 代表取締役社長 森本 恭史  
従業員数 888人(2020年9月末現在)  
事業内容 医療用機器等の開発・製造  
(代表)089-966-2111



### 3 期待される効果

対象企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例等を広く紹介することによって、キャンペーンの趣旨等の周知が図れ、管内全体の過重労働解消に向けた機運が醸成される。

### 4 直近の取組み事例等

#### 1. しくみ

##### ①労使総実労働委員会開催(四半期ごとに開催)

- 個人毎の時間外労働、年休取得状況等の実績報告
- 労使意見交換、今後の向けての取組み・各職場での実践事項等共有等

##### ②労使による残業パトロール実施

- 毎月、第3水曜日(松山地区一斉の定時退社日)

##### ③ワークライフバランス活動

- 個人・職場の業務の見直し
- 会議のあり方見直し
- 職場毎の定時対社日の設定 等

#### 2. システム

##### ①勤務管理システムに、アラート機能設定

- (法定)月間45時間、年間360時時、(特別条項)年間720時間
- 月間上限80時間／複数月平均80時間を超えた場合
- 年休取得5日未満
- インターバル9時間未満

3. 意識
- ①労務コンプライアンス研修(管理監督対象、2019年4月働き方改革関連法周知)
  - ②労務コンプライアンスをテーマとした、e-ラーニング実施

4. 産業医による保健指導

- ①長時間労働者面談と事後措置実施(管理監督職含む)
  - 産業医面談 … 月80時間以上の残業となった場合  
月45時間以上の残業が3回以上となった場合
  - 看護職面談 … 月45時間以上の残業が2回となった場合

5 実績

- 時間外労働時間:減、年休取得日数:増
- 月間45時間超えの時間外労働、7回以上 … ゼロ
- 月間80時間超えの時間外労働 … ゼロ
- (特別条項)年間時間外労働720時間超者 … ゼロ
- 年休10日以上付与者 … 対象者全員、5日以上取得
- 産業医による保健指導 … 対象者、100%実施

愛媛労働局長コメント 「時間外労働の削減や年次有給休暇の取得率向上などに積極的に取り組まれていると聞いています。当日を楽しみにしています。」